

特記仕様書

水千8第57号

第1条 (適用範囲)

- この特記仕様書は、千葉県企業局水道工事標準仕様書という特記仕様書で、配水管の布設を請負により施工する工事に適用する。
- この工事の施工にあたっての一般的事項は、千葉県企業局水道工事標準仕様書、小口径配水管布設工事用標準図集、千葉県土木工事共通仕様書及び千葉県企業局水道工事特記仕様書（共通編）によるものとする。

第2条 (工期)

工期は、契約の翌日から110日間（令和 年 月 日限り）とする。

なお、工期には、施工に必要な実日数（実作業日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	30日間
後片付け期間	20日間
稼働率 ※休日と天候等による作業不能日を含めた実作業日数を算出するための係数 実作業日数/稼働率=実作業日数+不稼働日	0.570
休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）	19日間
その他の不稼働日	—

第3条 (施工時期)

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施 工 区 分
昼 間 作 業	○
夜 間 作 業	—
昼夜間作業	—

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 (建設副産物の処分)

指定処分（A）

1. 発生土

~~本工事により発生する土砂（0.0m³）は、市 番番地先、片道
運搬距離 kmの（株）に運搬し処理するものとする。~~

2. 路盤廃材

本工事により発生する路盤廃材（86.0 t）は、市原市青柳北2-5-21地先、
片道運搬距離 5.3kmの(株)カンナに運搬し処理するものとする。

なお工事発注後、事情により上記の指定処分先により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 建設廃棄物

(1) 本工事により発生するアスコン塊(58.0t)は、市原市八幡海岸道1969-65地先、
片道運搬距離 6.6kmの太陽建設㈱ 市原エコセンターに運搬し処理するものとする。

~~(2) 本工事により発生するコンクリート塊(0.0t)は、市 番地先、
片道運搬距離 kmの(株) に運搬し処理するものとする。~~

~~(3) 本工事により発生する石綿管(0.000空m3)は、市 番地先の
(株) に許可を受けた業者が運搬し処理するものとする。~~

(4) 本工事により発生する撤去材・残管 (0.043t) は、千葉市若葉区中野町1691-5地先、
片道運搬距離 16.0kmの(有)巴山商會に運搬し処理するものとする。

~~(5) 本工事により発生する撤去材・鉛管 (0.000t) は、市 番地先、
片道運搬距離 kmの(株) に運搬し処理するものとする。~~

~~(6) 本工事により発生する撤去材・ステンレス鋼管 (0.000t) は、市 番地先、
片道運搬距離 kmの(株) に運搬し処理するものとする。~~

~~(7) 本工事により発生する撤去材・ビニール管 (0.000t) は、市 番地先、
片道運搬距離 kmの(株) に運搬し処理するものとする。~~

(8) 受注者は、舗装の切断作業時に発生する排水を回収し、産業廃棄物として処理しなければならない。

なお、本工事により発生する排水(1,752kg)は、山武郡横芝光町曾根合77地先、
片道運搬距離 49.8kmの丸源起業㈱に運搬し処理するものとする。

(9) 工事発注後、事情により上記の指定処分先により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

また、上記(4)～(6)の金属有価物の搬出にあたっては発注者からの納品書を受領して
行うこと。

※ 金属有価物については、指定運搬先に対し、契約後速やかに予定搬出量や予定搬出時期を
連絡すること。また、搬出にあたっては、発注者から納品書を受領して行うこと。

なお、搬出先については令和8年度内に搬出する場合の搬出先であり、翌年度以降に搬出
する場合の搬出先は別途発注者から指示するものとする。搬出先が変更となった場合は、
変更搬出先に対し、速やかに予定搬出量や予定搬出時期を連絡すること。

4. 指定処分(B)

(1) 建設発生土

受注者は、建設発生土の受け入れ場所を決定し、監督職員へ関係資料を提出する。また、処分に
ついては「千葉県土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例」等を
遵守するものとする。

第5条 (購入洗砂)

埋戻し材に使用する購入洗砂は、粒度試験結果の0.075mm以下の通過質量百分率が6%以下であること、
また、JIS A 5308 付属書A (レディーミクストコンクリート用骨材)A.8砂利及び砂に規定されている
塩化物量0.04%以下であることを確認し、使用すること。

第6条 （再生資源利用計画）

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第7条 （再生資源利用促進計画）

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第8条 ~~（専任特例2号の場合の監理技術者の配置）~~

~~1. 本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。~~

~~（1）建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。~~

~~（2）監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。~~

~~（3）監理技術者補佐は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。~~

~~（4）同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。~~

~~（5）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は千葉県内の工事でなければならない。~~

~~（6）専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。~~

~~（7）専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。~~

~~（8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。~~

~~2. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務する事となる場合、前項（1）～（8）の事項について確認できる書類を提出すること。~~

~~3. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。~~

第9条 （個人情報等の取り扱い）

受注者は、本工事を完成するために必要な個人情報等の取り扱いについて、「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第10条 （配水管分岐から水道メータまでの配管）

サドル分水栓の穿孔や給水管の接合などの給水工事に従事する技能者は、下記のいずれかの条件を満たす者でなければならない。

- ア．当局の「配管工証」を取得している者
- イ．公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事配管技能検定会の検定合格者、又は同財団の給水装置工事配管技能者認定証を交付された者
- ウ．ア又はイと同等以上の経験と技術を有する者で、千葉県企業局の承認を得た者

第11条（石綿セメント管の撤去作業等の遵守事項）

- ~~1．受注者は、撤去した石綿セメント管の処理について「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説」（昭和63年7月22日付け産業廃棄物対策室長通知）等関係法令に基づき適正に処理するものとする。~~
- ~~2．受注者は、石綿セメント管の撤去作業等を行う場合において、労働安全衛生法に基づく「石綿障害予防規則」（令和2年7月1日改正、厚生労働省令第134号）を遵守しなければならない。~~

第12条 （中間検査の対象工事）

本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事（以下「調査対象工事」という）に該当した場合は、千葉県企業局建設工事検査要綱及び中間検査実施細則（中間検査実施区分を規定）の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。

- （1）調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として2ヶ月に1回、隔月ごと、及び主要工種を考慮し施工上の変化点で行うが、実施時期は監督職員が指定する。
- （2）中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認を行うが、給付の対象とはしない。

第13条 （電子納品）

- 1．本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品で納品することを言う。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品要領（案）工事編：（以下、「要領」という。）」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- 2．成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で正副2部提出する。「要領」で特に記載の無い項目については、原則として電子成果品を提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

なお、電子化納品の運用にあたっては、「千葉県企業局電子納品運用ガイドライン(案) 平成31年4月改定」等を参考にするものとする。

3. 成果品の提出の際には、国土交通省の電子納品チェックシステムによるチェックを行い、事前協議でエラーチェックの対象から除外された以外の項目についてエラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第14条（溶融スラグ入りアスファルト合材の使用について）

同一配合の合材の1日当たりの使用量が50t以上になり、溶融スラグ入り再生合材の調達が可能の場合において同合材を使用すること。

第15条（施工管理業務委託）

1. 施工管理業務委託は、監督職員が行う業務の一部を第三者に委託するものである。
 2. 本工事が施工管理業務委託の対象工事となった場合は、適宜対応すること。
- なお、施工管理業務委託の受注者については、別途、監督職員から通知する。

第16条（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事）

1. 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。
2. 受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。
3. 工事の実施にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（千葉県企業局水道事業）」に基づき行うこと。

第17条（週休2日制適用工事【現場閉所による週休2日工事】）

1. 本工事は、週休2日制適用工事である。
2. 受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休2日（4週8休以上）達成相当の経費を補正している。
3. 受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができる。
4. 受注者が、工事着手前に完全週休2日（土日）の取り組みを希望し、なおかつ対象期間内での完全週休2日（土日）相当を達成した場合は、経費に補正係数を乗じ変更するものとする。
5. 週休2日制の実施にあたっては、「週休2日制適用工事実施要領（千葉県企業局水道事業）」に基づき行うこと。

~~第18条（エアモルタル等充填工）~~

~~エアミルク充填工は、配合・設備・管理・方法等について、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。~~

~~また充填剤が隅々まで十分行き渡るよう慎重に施工するとともに、充填剤の漏出等に注意し事故の防止に努めなければならない。~~

第19条（設計変更）

設計変更等については、契約書第19条から第25条及び水道工事標準仕様書共通編1. 1. 11から1. 1. 13に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版）令和3年1月（千葉県県土整備部）」によるところとする。

第20条（法定外の労災保険の付保）

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第21条（千葉県建設キャリアアップシステム活用工事）

1. 本工事は、千葉県建設キャリアアップシステム活用工事の対象工事とする。
2. 受注者は、工事の締結後、工事着手前にCCUS活用の希望の有無について、監督職員と協議すること。
3. 工事の実施にあたっては、「千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領（千葉県企業局水道事業）」に基づき行うこと。

第22条（遠隔臨場の実施）

本工事について遠隔臨場の試行を希望する場合は、発注者と協議し、試行可能と回答が得られた場合は「遠隔臨場試行工事（発注者指定型）」とすることができる。

1. 建設現場の遠隔臨場に関する試行工事

「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（以下、「本試行工事」という。）」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、本試行工事は『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領』の内容に従い実施する。

2. 内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声 スマートフォン向けのTV電話やWeb会議システムを利用しながら確認するものである。試行内容については受注者との協議により実施するものとする。

②ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能（ウェアラブル；Wearable）なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではない。一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2）機器の準備

本試行工事に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとし、発注者側にて準備している動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や既に使用しているWeb会議システム等を含め詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。

（3）効果の検証

本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(4) 費用

本試行に要する費用は、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機械の手配は、基本的にリースとし、その賃料を計上するが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合には、その購入費に機器の耐用年数に対する使用期間割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、同様の考え方とする。

第23条 (デジタル工事写真の小黑板情報電子化について)

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以後、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「3. (2) 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん探知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん探知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（平成29年度版）「3. (2) 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（平成29年度版）及びデジタル写真管理情報基準（案）（平成20年5月）に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準（案）（平成20年5月）「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

第24条 （その他）

1. 本仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示による。
2. 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。

~~3. 本件は、「債務負担行為」による工事であるが、契約初年度の支払限度額が設定されていない工事である。このため、契約初年度は、前払金等の支払い請求ができないことに留意すること。~~

~~（仮配管路面標示）~~

~~第25条 千葉市内の水道工事に伴う仮配管施工時の路面標示について~~

~~他事業者の工事や、地震時などの緊急対応の際に仮設配管を誤って傷つけることがないように、~~

~~次の例のように仮復旧路面に「W浅埋 GL-○m」と白色塗料により標示すること。~~

~~間隔は10mに1箇所とする。~~

~~※路面標示詳細（例）~~

~~※土被り表記例~~

~~①土工定規 30cm×30cm~~

~~φ75・φ100:GL-0.2 m φ150:GL-0.15m~~

~~②土工定規 60cm×60cm~~

ワンデーレスポンスに係る特記仕様書

1. この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に、「その日のうち（24時間以内）」に回答するよう対応することである。

ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行う。

第2 事務従事者への周知及び監督

(事務従事者への監督)

- 1 受注者は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(事務従事者への周知)

- 2 受注者は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。
 - (1) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと
 - (2) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報を不当な目的に使用してはならないこと

第3 個人情報の取扱い

(収集の制限)

- 1 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止等)

- 3 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。

(持ち出しの制限)

- 4 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務を発注者が指定した場所で行い、個人情報が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該場所以外に持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の制限)

- 5 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、個人情報をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

(複写又は複製の制限)

- 6 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された機器等を発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

第4 再委託の制限

受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

第5 事故発生時における報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

第6 情報システムを使用した処理

受注者は、情報システムを使用してこの契約による事務を行う場合には、この特記事項のほか、最高情報セキュリティ責任者（総務部デジタル改革推進局デジタル推進課が所管する千葉県情報セキュリティ対策基準（平成14年3月15日制定）5（1）アに規定する職にある者をいう。）の定める「データ保護及び管理に関する特記仕様書」等を遵守する。

第7 機器等の返還等

受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された機器等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

第8 発注者の調査、指示等

（調査、指示等）

- 1 発注者は、受注者がこの契約により行う個人情報の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、発注者は、受注者に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

（公表）

- 2 発注者は、受注者がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、受注者の名称等の必要な事項を公表することができる。

第9 契約の解除及び損害の賠償

発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び受注者に対して損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受注者又は受注者の委託先（順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。）の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき
- (2) 受注者がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき

建設副産物に関する特記仕様書

1. 共通事項

- 1) 「リサイクル推進計画2020」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「コブリス・プラス」（旧「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」）により登録・作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより登録・作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後五年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。

- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、原則として産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票のD票及びE票の写しを提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

建設リサイクル法に関する特記仕様書

1. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2) 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条の規定により、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、その書面は、「コブリス・プラス」（旧「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を用いて登録・作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。

2. 請け負おうとする建設業を営む者からの事前説明に関する事項

1) 建設リサイクル法第12条の規定により、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、『「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の施行に伴う公共工事の取扱い』で定める「法第12条第1項に基づく書面」を交付し説明を行うこととする。

2) 書面の交付は、契約に先立って行うこととする。

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名	受注者名	
項 目	評 価 内 容	実 施 内 容
☐ 創意工夫 自ら立案実施した創意工夫や技術力	☐ 施工	・ 施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・ コンクリート二次製品等の代替材の適用 ・ 施工方法の工夫、施工環境の改善 ・ 仮設備計画の工夫 ・ 施工管理の工夫 ・ I C T（情報通信技術）の活用等
	☐ 品質	・ 土工、設備、電気の品質向上の工夫 ・ コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・ 鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・ 配筋、溶接作業等の工夫等
	☐ 安全衛生	・ 安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫 ・ 仮設備の工夫 ・ 作業環境の改善 ・ 交通事故防止の工夫 ・ 環境保全の工夫等
	☐ その他	・ C C U S の活用（目標基準達成） ・
☐ 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	☐ 地域への貢献等	・ 周辺環境への配慮 ・ 現場環境の周辺地域との調和 ・ 地域住民とのコミュニケーション ・ 災害時など地域への支援・行政などによる救援活動への協力等

1. 該当する評価内容の項目の□にレ点マーク記入する。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を別紙説明資料に整理する。

創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名				/
項 目		評 価 内 容		
実 施 内 容				
(説 明)				
(添付図)				

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。